

上乗せ排水基準表

水質汚濁防止法上の特定事業場からの排水について、
新しい上乗せ排水基準がかかります

新基準は平成23年12月27日から適用

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排水について、一部地域では水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、一律排水基準より基準が強化された「上乗せ排水基準」が定められています。

県においては、昨今の排出水に係る事業形態の変化や、下水道の整備、関連法制度の整備等を踏まえ、平成20年12月に上乗せ排水基準の見直しを行っています。

新基準は 平成23年12月27日 から適用されます。

ホームページもご覧下さい：[沖縄県 環境保全課ホームページ](#) → ページ下「条例改正」 → [上乗せ排水基準条例改正のページ](#)

- ❑ 特定事業場業者は、新基準をご確認いただき、適切な排水を心がけますようお願いいたします。
- ❑ 特定事業場からの排水の規制については、水質汚濁防止法第12条第1項で定められており、同法第31条に罰則の規定があります。
- ❑ 排水する河川や海域別、豚房面積(飼育している面積)、日平均排水量別が異なります。上乗せ排水基準表をごらん頂き、事業場からの排水水質をご確認下さい。

○各市町村の下水道(処理場で処理するもの)へ排水している場合は対象外です。

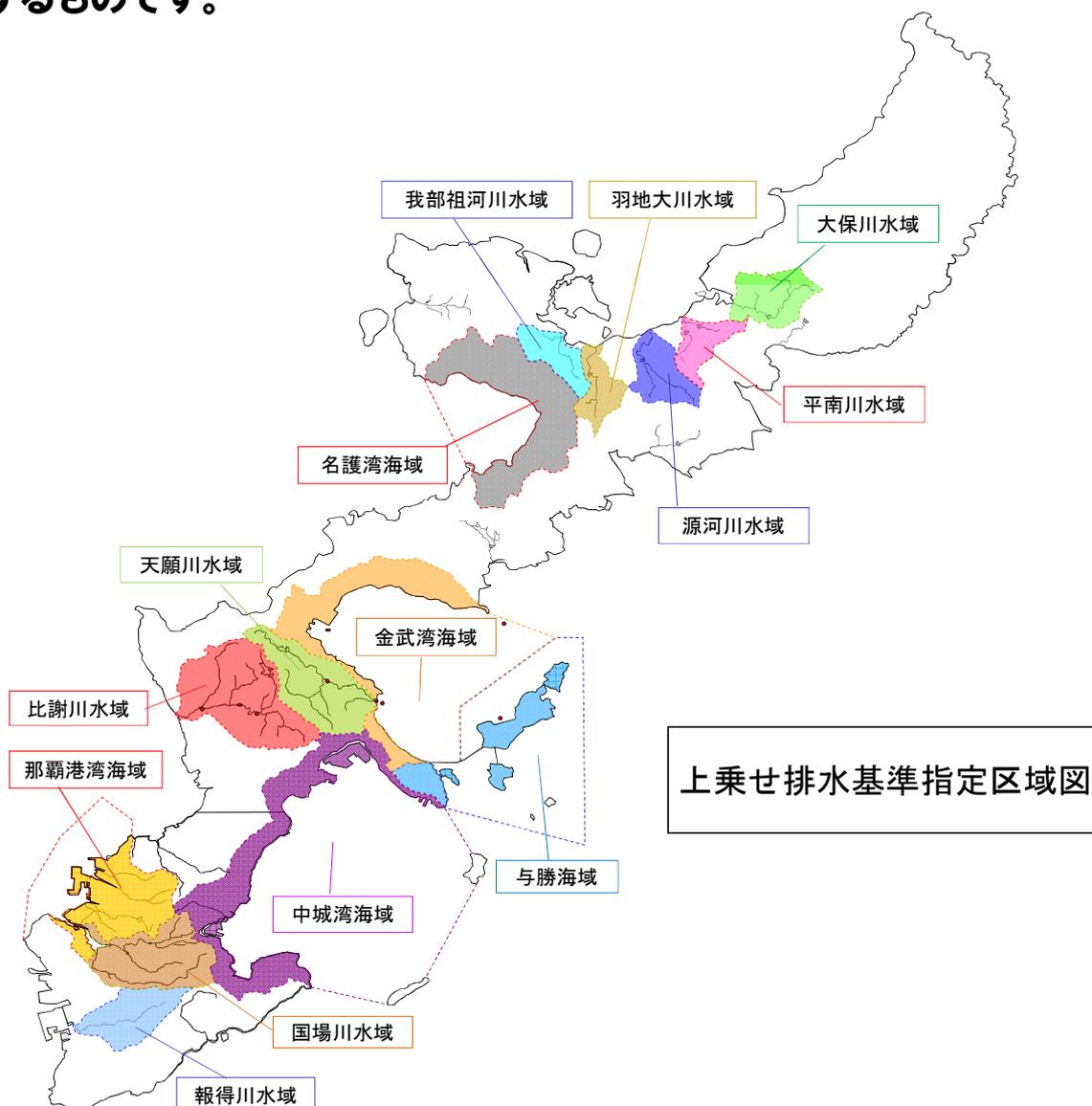
・～・ 不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先へご相談下さい ・～・

～ 特定事業者の皆さんへ、排水基準について ～

水質汚濁防止法の排水の規制は下の図のような体系になっています↓

一律排水基準	・健康項目(有害物質)は排水量関係なく適用 ・項目はpH、BOD(COD)、SS、大腸菌群数など
上乘せ排水基準	区域：9河川、5海域 業種：養豚業など 排水量：50m ³ /日未満も適用 項目：pH、BOD(COD)、SS

◎ 上乘せ排水基準は、一律排水基準では水質汚濁を防ぐには不十分と認められる水域について、よりきびしい排水基準を適用するものです。



・ ・ はじめに ・ ・

●沖縄県では次の項目について上乘せ排水基準を設定しています

pH : 水素イオン濃度 BOD(COD) : 生物化学的酸素要求量(化学的酸素要求量)

SS : 浮遊物質

○ 表中において、上乘せ排水基準以外に、「一律排水基準」を示しているものがあります。これは、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準の適用があるものです。

○ 空欄は、上乘せ排水基準および一律排水基準の適用がありません。

- ・ なお、一律排水基準は本表中に示している項目(pH、BOD(COD)、SS)以外にも、大腸菌群数やノルマルヘキサン抽出物質などの項目がありますので、自身の排水の適用項目をご確認ください。

○ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

○ 表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上以上の事業場に適用されます。

次ページからの基準表をご覧ください

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質質量 (mg/L)

○比謝川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積 (m ²)	排水水量 (m ³ /日)	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S50.7.8より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満						6.5~8.5	20	30	70	90	
		50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000		【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150	
	300以上 1,000未満			1,000	1,300	2,000	2,600						
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	

施設を設置した日	豚房面積 (m ²)	排水水量 (m ³ /日)	旧基準値				新基準値					
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S50.7.9から後	(m ²)	(m ³ /日)										
【下水道処理区域内】	50以上	50未満						6.5~8.5	20	30	70	90
		50以上	6.5~8.5	20	30	70	90					
【下水道処理区域外】	50以上	50未満							80	100	100	150
		50以上	6.5~8.5	20	30	70	90					

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質質量 (mg/L)

○比謝川水域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上の上乗せ排水基準が適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S50.7.8より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	50未満						全て	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
【下水道処理区域外】												
砂糖製造業	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	全て	6.5~8.5	10	20	70	90
	50以上	6.5~8.5	10	20	70	90						
食料品製造業でその他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
と畜業	50以上	6.5~8.5	25	30	70	90						
農薬製造業	5以上 50未満	6.5~8.5	30	40	70	90	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90						
洗たく業	5以上 50未満	6.5~8.5	30	80	100	130	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	40	50	70	90						
し尿施設のみを有するもの	5以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
自動式車両洗浄施設を有するもの	5以上	(5.8~8.6)	(120)	(160)	30	40						
生コンクリート製造業又はセメント製品製造業	5以上	(5.8~8.6)	(120)	(160)	30	40						
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		80	100	100	150
	50以上						50以上	5.8~8.6	50	70	70	90
その他のもの (牛房及び馬房施設を除く)下記(注1)	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						

(注1)牛房及び馬房施設は一律排水基準を適用

・ 空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S50.7.9 から後	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	50未満						全て	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90						
【下水道処理区域外】												
砂糖製造業	50以上	6.5~8.5	10	20	70	90	全て	6.5~8.5	10	20	70	90
豚房排水処理施設 設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		80	100	100	150
	50以上						5.8~8.6	50	70	70	90	
その他のもの	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質量 (mg/L)

○天願川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S51.8.4より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000		【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150	
	300以上 1,000未満			1,000	1,300	2,000	2,600						
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S51.8.5から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上	50未満	6.5~8.5	80	100	100	150		80	100	100	150	
		50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	5.8~8.6	50	70	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質質量 (mg/L)

○天願川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S51.8.4 より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用						全て	6.5~8.5	20	30	70	90
【下水道処理区域外】												
果実かん詰製造業	50以上	6.5~8.5	30	50	100	150	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
食料品製造業でその他のもの	5以上	6.5~8.5	120	160	150	200						
紙製造業	50以上	6.5~8.5	80	100	70	90						
化学工業製品製造業	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90						
自動式車両洗浄施設を有するもの	5以上	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40						
砂糖製造業	全て	「下記「その他のもの」を適用」					全て	6.5~8.5	10	20	70	90
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		80	100	100	150
	50以上	「下記「その他のもの」を適用」					50以上	5.8~8.6	50	70	70	90
その他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						

- ・ 空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・ 表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上 of 事業場に適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S51.8.5 から後	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用						全て	6.5~8.5	20	30	70	90
【下水道処理区域外】												
砂糖製造業	全て	「下記「その他のもの」を適用」					全て	6.5~8.5	10	20	70	90
豚房排水処理施設 設置事業場	50未満						50未満	80	100	100	150	
	50以上						50以上	5.8~8.6	50	70	70	90
自動式車両洗淨施設 を有するもの	全て	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90
その他のもの	50未満	6.5~8.5	80	100	100	150						
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90						

水質汚濁防止法に係る上乘せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質量 (mg/L)

○中城湾海域、与勝海域及び金武湾海域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値						
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		
S51.8.4より前	(m ²)	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】	50以上	50未満							20	30	70	90		
	50以上	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90	(5.0~9.0)	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		3,000	3,600	6,900	8,000							
	300以上 1,000未満			2,000	2,600	4,600	6,000		120	160	150	200		
	1,000以上			1,000	1,300	2,000	2,600							
	50以上 1,000未満		50以上	5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	120	160	150	200	
	1,000以上	50以上	5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90		

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値						
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		
S51.8.5から後	(m ²)	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】	50以上	50未満							20	30	70	90		
	50以上	50以上	5.0~9.0	20	30	70	90	(5.0~9.0)	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		1,000	1,300	2,000	2,600							
	300以上 1,000未満			600	750	1,000	1,300		120	160	150	200		
	1,000以上			120	160	150	200							
	50以上 1,000未満		50以上	5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	120	160	150	200	
	1,000以上	50以上	5.0~9.0	50	70	70	90	5.0~9.0	50	70	70	90		

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質 (mg/L)

○中城湾海域、与勝海域および金武湾海域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上¹の事業場に適用されます。

施設を設置した日	排水水量	旧基準値					排水水量	新基準値				
		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S51.8.4より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	50未満						全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90
	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90						
【下水道処理区域外】												
砂糖製造業	1,000未満	(5.0~9.0)	40	60	70	90	20以上 50未満	「下記「その他のもの」を適用」				
	1,000以上	5.0~9.0	30	50	70	90	50以上 200未満	5.0~9.0	【30】 50	【50】 70	【70】 100	【90】 130
							200以上	5.0~9.0	【30】 20	【50】 30	【70】 70	【90】 90
水産食品製造業	50以上	5.0~9.0	30	40	100	150	50以上	「下記「その他のもの」を適用」				
食料品製造業でその他のもの	20以上 50未満		120	160	150	200	「下記「その他のもの」を適用」					
	50以上	5.0~9.0	50	70	100	130						
紙製造業	20以上	(5.0~9.0)	80	100	100	150	20以上	(5.0~9.0)	【80】 60	【100】 80	【70】 80	【90】 120
石油精製業	50以上	5.0~9.0	20	30	15	20	20以上	(5.0~9.0)	20	30	15	20
と畜業	50以上	5.0~9.0	25	30	70	90	「下記「その他のもの」を適用」					
自動車両洗浄施設を有するもの	20以上	(5.0~9.0)	(120)	(160)	80	100						
浄化槽設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						50以上	5.0~9.0	20	30	70	90
下水道終末処理場	20以上	(5.0~9.0)	30	40	70	90	50以上	5.0~9.0	20	30	70	90
豚房排水処理施設設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						50未満		120	160	150	200
							50以上	5.0~9.0	50	70	70	90
その他のもの	20以上 50未満		120	160	150	200	20以上 50未満		120	160	150	200
	50以上	5.0~9.0	50	70	100	130	50以上 200未満	5.0~9.0	50	70	100	130
							200以上	5.0~9.0	20	30	70	90

- ・ 空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・ 表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上の上乗せ排水に適用されます。

施設を設置した日	排水量 (m ³ /日)	旧基準値					排水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S51.8.5 から後	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	全て	5.0~9.0	20	30	70	90	全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
水産食品製造業	20以上	(5.0~9.0)	30	40	100	150	「下記「その他のもの」を適用」						
紙製造業	20以上	(5.0~9.0)	60	80	80	120	20以上	(5.0~9.0)	60	80	80	120	
石油精製業	20以上	(5.0~9.0)	20	30	15	20	20以上	(5.0~9.0)	20	30	15	20	
浄化槽設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						50以上	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
下水道終末処理場							50未満		120	160	150	200	
豚房排水処理施設 設置事業場							50以上	(5.0~9.0)	50	70	70	90	
と畜業	20以上	(5.0~9.0)	25	30	70	90	「下記「その他のもの」を適用」						
自動式車両洗淨施設 を有するもの	20以上	(5.0~9.0)	(120)	(160)	50	70							
その他のもの	20以上 50未満		120	160	150	200	20以上 50未満		120	160	150	200	
	50以上 200未満	(5.0~9.0)	50	70	100	130	50以上 200未満	(5.0~9.0)	50	70	100	130	
	200以上	(5.0~9.0)	20	30	70	90	200以上	(5.0~9.0)	20	30	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質 (mg/L)

○羽地大川水域、我部祖河川水域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52.6.19 より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】 羽地大川水域 および 我部祖河川	50以上 300未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000						
	300以上 1,000未満			1,000	1,300	2,000	2,600	120	160	150	200		
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上 1,000未満		5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	120	160	150	200	
我部祖河川	1,000以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	
羽地大川水域	1,000以上		5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	50	70	70	90	

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52.6.20 から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		1,000	1,300	2,000	2,600						
	300以上 1,000未満			600	750	1,000	1,300	120	160	150	200		
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上 1,000未満			5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	120	160	150	200
	1,000以上	50以上	5.8~8.6	50	70	70	90	5.8~8.6	50	70	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質量 (mg/L)

○羽地大川水域、我部祖河川水域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上(50m³/日以上)の事業場に適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S52. 6. 19 より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用					全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】												
果実かん詰製造業	50以上	6.5~8.5	30	50	100	150	「下記「その他のもの」を適用」					
自動式車両洗淨施設を有するもの	5以上	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40						
生コンクリート製造業	5以上	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40						
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		120	160	150	200
	50以上						5.8~8.6	50	70	70	90	
その他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20未満 50以上	6.5~8.5	80	100	100	150
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S52. 6. 20 から後	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用					全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】												
自動式車両洗淨施設を有するもの	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40	「下記「その他のもの」を適用」					
生コンクリート製造業	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40						
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		120	160	150	200
	50以上						5.8~8.6	50	70	70	90	
その他のもの	50未満	6.5~8.5	80	100	100	150	20以上 50未満	6.5~8.5	80	100	100	150
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質質量 (mg/L)

○源河川水域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排水水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S63.7.14より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				下記【下水道処理区域外】を適用						
【下水道処理区域外】	50以上	50未満		120	160	150	200	【5.8~8.6】	【120】 ₂₀	【160】 ₃₀	【150】 ₇₀	【200】 ₉₀	
	50以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	【5.8~8.6】	【120】 ₂₀	【160】 ₃₀	【150】 ₇₀	【200】 ₉₀	

施設を設置した日	豚房面積	排水水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S63.7.15から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				下記【下水道処理区域外】を適用						
【下水道処理区域外】	50以上	全て	6.5~8.5	20	30	70	90	6.5~8.5	20	30	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質質量 (mg/L)

○源河川水域へ放流する場合

・ 空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値				排出水量	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)		SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S63.7.14より前	(m ³ /日)					(m ³ /日)						
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用					全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】												
すべてのもの	50未満		120	160	150	200	全て	6.5~8.5	20	30	70	90
すべてのもの	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200						

施設を設置した日	排出水量	旧基準値				排出水量	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)		SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S63.7.15から後	(m ³ /日)					(m ³ /日)						
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用					全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】												
すべてのもの	全て	6.5~8.5	20	30	70	90	全て	6.5~8.5	20	30	70	90

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質量 (mg/L)

○平南川水域、大保川水域へ放流する場合

・空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		
H1. 10. 17 より前	(m ²)	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用					下記【下水道処理区域外】を適用						
【下水道処理区域外】	50以上	50未満		120	160	150	200	6.5~8.5	20	30	70	90		
	50以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200							

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		
H1. 10. 18 から後	(m ²)	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用					下記【下水道処理区域外】を適用						
【下水道処理区域外】	50以上	全て	6.5~8.5	20	30	70	90	6.5~8.5	20	30	70	90		

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定 of 平均(始業後、操業中、終業)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質量 (mg/L)

○平南川水域、大保川水域へ放流する場合

・ 空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
H1. 10. 17 より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの		下記【下水道処理区域外】を適用						下記【下水道処理区域外】を適用				
【下水道処理区域外】												
すべてのもの	50未満		120	160	150	200	全て	6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200						

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
H1. 10. 18 より後	(m ³ /日)						(m ³ /日)					
【下水道処理区域内】												
すべてのもの		下記【下水道処理区域外】を適用						下記【下水道処理区域外】を適用				
【下水道処理区域外】												
すべてのもの	全て	6.5~8.5	20	30	70	90	全て	6.5~8.5	20	30	70	90

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質量 (mg/L)

○名護湾海域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値					
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52.6.19より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満							20	30	70	90	
	50以上	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90	5.0~9.0	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】	50以上 300未満			3,000	3,600	6,900	8,000						
	300以上 1,000未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000		120	160	150	200	
	1,000以上			1,000	1,300	2,000	2,600						
	50以上 1,000未満	50以上	5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	120	160	150	200	
	1,000以上		5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値					新基準値					
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52.6.20から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満							20	30	70	90	
	50以上	50以上	5.0~9.0	20	30	70	90	5.0~9.0	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】	50以上 300未満			1,000	1,300	2,000	2,600						
	300以上 1,000未満	50未満		600	750	1,000	1,300		120	160	150	200	
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上 1,000未満	50以上	5.0~9.0	120	160	150	200	5.0~9.0	120	160	150	200	
	1,000以上		5.0~9.0	50	70	70	90	5.0~9.0	50	70	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質質量 (mg/L)

○名護湾海域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。
- ・表中の基準値に()が付いているものは、排水量50m³/日以上の実業場に適用されます。

施設を設置した日	排出水量 (m ³ /日)	旧基準値					排出水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52.6.19より前	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90	全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
果実かん詰製造業	50以上	5.0~9.0	30	50	100	150	20以上	(5.0~9.0)	30	40	80	100	
飲料製造業	50以上	5.0~9.0	100	150	100	15	「下記「その他のもの」を適用」						
と畜業	50以上	5.0~9.0	25	30	70	90							
自動式車両洗浄施設を有するもの	20以上	(5.0~9.0)	(120)	(160)	80	100							
し尿処理施設のみを有するもの	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90							
浄化槽設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
下水道終末処理場	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90							
豚房排水処理施設設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						50未満		120	160	150	200	
							50以上	5.0~9.0	50	70	70	90	
畜産食料品製造業	「下記「その他のもの」を適用」						200未満	「下記「その他のもの」を適用」					
							200以上	5.0~9.0	【50】 20	【70】 30	【100】 70	【130】 90	
その他のもの	20以上 50未満		120	160	150	200	20以上 50未満		120	160	150	200	
	50以上	5.0~9.0	50	70	100	130	50以上 200未満	5.0~9.0	50	70	100	130	
							200以上	5.0~9.0	20	30	70	90	

・空欄は適用基準値なし。

・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	排出水量 (m ³ /日)	旧基準値					排出水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S52. 6. 20 から後	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	50以上	5.0~9.0	20	30	70	90	全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
果実かん詰製造業	50以上	5.0~9.0	30	40	80	100	20以上	(5.0~9.0)	30	40	80	100	
自動式車両洗浄施設を有するもの	50以上	5.0~9.0	120	160	50	70	「下記「その他のもの」を適用」						
し尿処理施設のみを有するもの	50以上	5.0~9.0	30	40	70	90							
浄化槽設置事業場	「下記「その他のもの」を適用」						全て	(5.0~9.0)	20	30	70	90	
下水道終末処理場							50未満		120	160	150	200	
豚房排水処理施設設置事業場							50以上	5.0~9.0	50	70	70	90	
その他のもの	20以上 50未満		120	160	150	200	20以上 50未満		120	160	150	200	
	50以上 200未満	5.0~9.0	50	70	100	130	50以上 200未満	5.0~9.0	50	70	100	130	
	200以上	5.0~9.0	20	30	70	90	200以上	5.0~9.0	20	30	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質 (mg/L)

○国場川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。 は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S50.7.8より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満						6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
【下水道処理区域外】	50以上 300未満			2,000	2,600	4,600	6,000		【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150	
	300以上 1,000未満	50未満		1,000	1,300	2,000	2,600						
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値					
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S50.7.9から後	(m ²)	(m ³ /日)										
【下水道処理区域内】	50以上	50未満	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	50以上										
【下水道処理区域外】	50以上	50未満						80	100	100	150	
	50以上	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	5.8~8.6	50	70	70	90

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質量 (mg/L)

○国場川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ () は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に () が付いているものは、排水量50m³/日以上の実業場に適用されます。

施設を設置した日	排水量 (m ³ /日)	旧基準値					排水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S50.7.8より前	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90	全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
砂糖製造業	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	全て	6.5~8.5	10	20	70	90	
	50以上	6.5~8.5	10	20	70	90							
食料品製造業でその他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90							
と畜業	50以上	6.5~8.5	25	30	70	90							
農薬製造業	5以上 50未満	6.5~8.5	30	40	70	90	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90							
洗たく業	5以上 50未満	6.5~8.5	60	80	100	130	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	6.5~8.5	40	50	70	90							
し尿施設のみを有するもの	5以上	6.5~8.5	30	40	70	90							
自動式車両洗浄施設を有するもの	5以上	(5.8~8.6)	(120)	(160)	30	40							
生コンクリート製造業又はセメント製品製造業	5以上	(5.8~8.6)	(120)	(160)	30	40							
その他のもの(豚房排水処理施設設置事業場を含む)(牛房及び馬房施設を除く)	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90							

(注1) 牛房及び馬房施設は一律排水基準を適用

・ 空欄は適用基準値なし。

・ は、上乘せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	排出水量 (m ³ /日)	旧基準値					排出水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S50.7.9 より後	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用						全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
砂糖製造業	50以上	6.5~8.5	10	20	70	90	全て	6.5~8.5	10	20	70	90	
豚房排水処理施設 設置事業場	50未満	「下記「その他のもの」を適用」					50未満		80	100	100	150	
	50以上						5.8~8.6	50	70	70	90		
その他のもの (牛房及び馬房施設 を含む)	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	20以上	6.5~8.5	20	30	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用
 新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH：水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用)：生物学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用)：化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS：浮遊物質質量 (mg/L)

○那覇港海域へ放流する場合

・空欄は適用基準値なし。 ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。

施設を設置した日	豚房面積 (m ²)	排水水量 (m ³ /日)	旧基準値					新基準値					
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.7.31より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満							6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90						
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000						
	300以上 1,000未満	50未満		1,000	1,300	2,000	2,600		6.5~8.5	20	30	70	90
	1,000以上	50未満		120	160	150	200						
	50以上	50以上	5.0~9.0	120	160	150	200						

施設を設置した日	豚房面積 (m ²)	排水水量 (m ³ /日)	旧基準値					新基準値					
			pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.8.1から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	50未満	下記【下水道処理区域外】を適用					6.5~8.5	20	30	70	90	
	50以上	50以上											
【下水道処理区域外】	50以上	50未満							6.5~8.5	20	30	70	90
	50以上	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90						

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質量 (mg/L)

○那覇港海域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に () が付いているものは、排水量50m³/日以上の実業場に適用されます。

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値					
		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD 又は COD (日平均)	BOD 又は COD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.7.31より前	(m ³ /日)						(m ³ /日)						
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90	「下記「すべてのもの」を適用」						
【下水道処理区域外】													
みそ・しょうゆ製造業	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	「下記「すべてのもの」を適用」						
	50以上	6.5~8.5	50	70	100	130							
洗たく業	5以上	6.5~8.5	60	80	100	130							
自動式車両洗浄施設を有するもの	5以上	(5.0~9.0)	(120)	(160)	30	40							
生コンクリート製造業又はセメント製品製造業	5以上	(5.0~9.0)	(120)	(160)	30	40							
その他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200							
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90							
すべてのもの							全て	6.5~8.5	20	30	70	90	

施設を設置した日	排出水量	旧基準値					排出水量	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.8.1から後	(m ³ /日)						(m ³ /日)						
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	「下記「すべてのもの」を適用」						
【下水道処理区域外】													
自動式車両洗浄施設を有するもの	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40	「下記「すべてのもの」を適用」						
生コンクリート製造業又はセメント製品製造業	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40							
その他のもの	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90							
すべてのもの							全て	6.5~8.5	20	30	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質質量 (mg/L)

○報得川水域へ放流する場合

- ・空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・表中の基準値に【 】が付いているものは、当分の間【 】の値が適用されます(暫定基準)。

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.9.28 より前	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て	下記【下水道処理区域外】を適用				6.5~8.5	20	30	70	90		
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		2,000	2,600	4,600	6,000						
	300以上 1,000未満			1,000	1,300	2,000	2,600		120	160	150	200	
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上 1,000未満	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	120	160	150	200	
	1,000以上		5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90	

施設を設置した日	豚房面積	排出水量	旧基準値				新基準値						
			pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.9.29 から後	(m ²)	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】	50以上	全て						6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】	50以上 300未満	50未満		1,000	1,300	2,000	2,600						
	300以上 1,000未満			600	750	1,000	1,300		120	160	150	200	
	1,000以上			120	160	150	200						
	50以上 1,000未満	50以上	5.8~8.6	120	160	150	200	5.8~8.6	120	160	150	200	
	1,000以上		5.8~8.6	50	70	70	90	5.8~8.6	50	70	70	90	

水質汚濁防止法に係る上乗せ排水基準 (養豚事業場以外のもの)

旧基準値→平成23年12月26日まで適用

新基準値→平成23年12月27日から適用

日平均は1日3回測定の前平均(始業後、操業中、終業前)

pH: 水素イオン濃度
 BOD(河川域に適用): 生物化学的酸素要求量 (mg/L)
 COD(海域に適用): 化学的酸素要求量 (mg/L)
 SS: 浮遊物質質量 (mg/L)

○報得川水域へ放流する場合

- ・ 空欄は適用基準値なし。
- ・ は、上乗せ排水基準の適用はありませんが、一律排水基準が適用されます。
- ・ 表中の基準値に () が付いているものは、排水量50m³/日以上の上乗せ排水基準に適用されます。

施設を設置した日	排水量 (m ³ /日)	旧基準値					排水量 (m ³ /日)	新基準値					
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)	
S54.9.28 より前	(m ³ /日)												
【下水道処理区域内】													
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用						全て	6.5~8.5	20	30	70	90	
【下水道処理区域外】													
自動式車両洗浄施設を有するもの	5以上	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40	(下記「その他のもの」を適用)						
生コンクリート製造業	5以上	6.5~8.5	(120)	(160)	30	40							
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	(下記「その他のもの」を適用)					50未満		120	160	150	200	
	50以上						50以上	5.8~8.6	50	70	70	90	
その他のもの	5以上 50未満	6.5~8.5	120	160	150	200	20以上 50未満	6.5~8.5	80	100	100	150	
	50以上	6.5~8.5	30	40	70	90	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	

施設を設置した日	排水量 (m ³ /日)	旧基準値					排水量 (m ³ /日)	新基準値				
		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)		pH	BOD (日平均)	BOD (日最大)	SS (日平均)	SS (日最大)
S54.9.29 より後	(m ³ /日)											
【下水道処理区域内】												
すべてのもの	下記【下水道処理区域外】を適用						全て	6.5~8.5	20	30	70	90
【下水道処理区域外】												
豚房排水処理施設設置事業場	50未満	(下記「その他のもの」を適用)					50未満		120	160	150	200
	50以上						50以上	5.8~8.6	50	70	70	90
自動式車両洗浄施設を有するもの	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40	(下記「その他のもの」を適用)					
生コンクリート製造業	50以上	6.5~8.5	120	160	30	40						
その他のもの	50未満	6.5~8.5	80	100	100	150	20以上 50未満	6.5~8.5	80	100	100	150
	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90	50以上	6.5~8.5	20	30	70	90

<そのほか>

(1) 畜産農業については、下表の項目についての規制もあります。

「アンモニア類」や「硝酸化合物」、**「窒素」と「りん」の排水基準がかかります。**

① 「羽地内海」、「金武湾」、「与那覇湾」に流れ込むもの

…畜産農業において、下記の項目については、有害物質項目の暫定緩和基準が適用されています。

	豚房面積	排水水量	基準値（最大）（暫定の緩和基準値(H31.6.30まで））	【参考】基準値（最大）
設置日に関わらず	(m ²)	(m ³ /日)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一律排水基準
	全て	全て	600 mg/L	100mg/L

…3海域は閉鎖性海域に指定されており、排水には「窒素」、「りん」の一律排水基準も適用されます。

	豚房面積	排水水量	基準値(mg/L)（暫定の緩和基準値(H30.9.30まで））				【参考】基準値(mg/L) 一律排水基準			
設置日に関わらず	(m ²)	(m ³ /日)	窒素 (日平均)	窒素 (日最大)	りん (日平均)	りん (日最大)	窒素 (日平均)	窒素 (日最大)	りん (日平均)	りん (日最大)
	全て	50以上	140	170	20	25	60	120	8	16

② 「羽地内海」、「金武湾」、「与那覇湾」以外の河川や海域に流れ込むもの

	豚房面積	排水水量	基準値（最大）（暫定の緩和基準値(H31.6.30まで））	【参考】基準値（最大）
設置日に関わらず	(m ²)	(m ³ /日)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一律排水基準
	全て	全て	600 mg/L	100mg/L

(2) 畜産農業以外について、下表の項目についての規制もあります。

「窒素」と「りん」の**一律排水基準がかかります。**

① 「羽地内海」、「金武湾」、「与那覇湾」に流れ込むもの

…3海域は閉鎖性海域に指定されており、排水には「窒素」、「りん」の一律排水基準も適用されます。

		排水水量	基準値(mg/L)（一律排水基準）			
設置日に関わらず	(m ²)	(m ³ /日)	窒素 (日平均)	窒素 (日最大)	りん (日平均)	りん (日最大)
	全て	50以上	60	120	8	16

【 参 考 資 料 】 一律排水基準（生活環境項目：一般排水）

	項 目	基準値(mg/L)
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度(pH)	(海域以外) 5.8-8.6、(海域) 5.0-9.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	日最大160(日間平均 120)
	化学的酸素要求量(COD)	日最大160(日間平均 120)
	浮遊物質(SS)	日最大200日間平均 150)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30
	フェノール類含有量	5
	銅含有量	3
	亜鉛含有量	2
	溶解性鉄含有量	10
	溶解性マンガン含有量	10
	クロム含有量	2
	大腸菌群数	日間平均 3000個/cm3
	窒素含有量	日最大120(日間平均 60)
リン含有量	日最大16(日間平均 8)	

備考 1この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

【 参 考 資 料 】 一律排水基準(健康項目:有害物質)

	項 目	基準値(mg/L)
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物	0.03
	シアン化合物	1
	有機リン化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1
	鉛及びその化合物	0.1
	六価クロム化合物	0.5
	砒素及びその化合物	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003
	トリクロロエチレン	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1
	ジクロロメタン	0.2
	四塩化炭素	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02
	チウラム	0.06
	シマジン	0.03
	チオベンカルブ	0.2
	ベンゼン	0.1
	セレン及びその化合物	0.1
	ほう素及びその化合物	(海域以外) 10、(海域) 230
	ふっ素及びその化合物	(海域以外) 8、(海域) 15
	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100
1,4-ジオキサン	0.5	

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

水質測定の委託は、計量証明事業者(環境 濃度・水)へ行いましょう。

No.	法人名	事業所所在地
1	株式会社沖縄環境保全研究所	うるま市字州崎7-11
2	財団法人沖縄県環境科学センター	浦添市経塚720
3	株式会社沖縄環境分析センター	宜野湾市真栄原3-7-24
4	株式会社沖縄環境科学研究所	宜野湾市新城1-24-13
5	有限会社沖縄環境技術センター	宜野湾市大山1-8-5
6	株式会社イーエーシー	浦添市屋富祖3-34-17
7	株式会社南西環境研究所	西原町字東崎4-4
8	財団法人沖縄県公衆衛生協会	大里村字大里2013
9	沖縄環境調査株式会社	那覇市安謝2-6-19
10	有限会社 環境リサーチ	うるま市字州崎12-57
11	株式会社 総合環境研究機構	那覇市首里平良町1-26-3
12	沖縄県生コンクリート工業組合	那覇市港町2-14-1

【参考】沖縄県計量検定所ホームページより抜粋 <http://www.pref.okinawa.jp/hakaru/>

< 問い合わせ先 >

沖縄県環境保全課	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	TEL : 098-866-2236
北部福祉保健所(生活環境班)	〒905-0017	名護市大中2-13-1	TEL : 0980-52-2636
中部福祉保健所(環境保全班)	〒904-2155	沖縄市美原1-6-28	TEL : 098-938-9787
南部福祉保健所(生活環境班)	〒901-1104	南風原町字宮平212	TEL : 098-889-6799
宮古福祉保健所(生活環境班)	〒906-0007	宮古島市平良字東仲宗根476	TEL : 0980-72-3501
八重山福祉保健所(生活環境班)	〒907-0002	石垣市字真栄里438	TEL : 0980-82-3243